

こんにちは。台風が日本縦断後だんだんと肌寒くなってきておりますが、如何お過ごしでしょうか。朝晩と日中の気温差がありますので、日頃の体調管理には充分お気を付け下さい。過日、「高齢者の医療費について」の講話がありましたのでご案内いたします。

◎地域交流施設で、健康推進教室が行われました。

日頃支払っている医療費・介護費などについて考えられた方も多いと思います。今回は、社会福祉士による『高齢者の医療費について』の内容でした。



医療費の一部負担（自己負担）割合について

- 現役世代よりも軽い1割の窓口負担で医療を受けられます。それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおりです。
 - ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割。）
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割※（現役並み所得者は3割。）
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

※ 平成26年4月以降70歳となる者が対象。予算措置により1割に凍結してきたが、世代間の公平を図る観点から止めるべき等との指摘を踏まえ、平成26年度から、高齢者の生活に過大な影響が生じることのないよう配慮を行った上で、段階的に2割とした。



高額療養費制度の概要

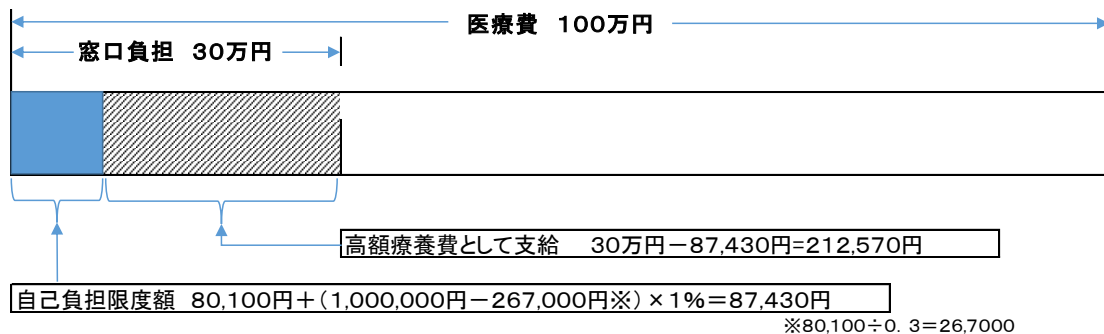
- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※）される制度です。

（※1）入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入

（※2）外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入

- 後期高齢者医療制度の被保険者に係る自己負担限度額は、現役世代よりも低く設定されています。自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されています。

（例）70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担）



（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができます。この合算額が限度を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

75歳以上の医療費

1. 外来での1ヶ月の医療費（個人）

所得区分	負担割合	自己負担限度額	対象
一定以上所得者	3割	57,600円	課税所得145万円以上、かつ年収383万円以上 (単身世帯)か年収520万円(複数世帯)
一般	1割または2割	14,000円	現役並み所得者・低所得者以外
低所得者Ⅱ		8,000円	住民税非課税世帯
低所得者Ⅰ			(単身)年収約65万円以下 (夫婦)年収約130万円以下

※ 外来上減額を超えた場合も、医療機関の窓口では通常通りに請求されます。
後日、超過分が還付されます。

2. 入院医療費（1ヶ月）

	低所得者Ⅰ	低所得者Ⅱ	一般	一定以上所得者
負担割合	1割	1割	1割	3割
入院上限額	15,000円	24,600円	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000)×0.01
食事代(1食)	100円	210円		460円

※ 入院上限額を超えた場合でも、入院上限額を超えて請求されることはありません。
 ※ 同月内に同じ世帯の家族も医療を受けている場合や複数の医療機関に入院した場合、
申請によって還付されることがあります。
 ※ 低所得者Ⅰ・Ⅱについては市町村役場にて減額認定証の交付を受ける必要があります。

3. 減額認定証の申請方法

	70歳以上75歳未満	後期高齢者
窓口	加入中の健康保険の窓口	市町村役場(後期高齢者窓口)
申請に必要なもの	保険証、マイナンバー、窓口に行かれる方の印鑑	

☆ 詳しくは、申請窓口へお尋ねください。



その他に医療費が安くなる制度

・ 重度障害者医療

《助成を受けるための要件（1. 基本要件）》

次の1から5までの全てに該当することが要件になります。

1. 市内に住所を有すること
2. 健康保険に加入していること
(65歳以上の人は後期高齢者医療への加入が必要です。)
3. 生活保護を受けていないこと
4. 本人や配偶者及び扶養義務者の所得が、下記の「所得制限」の限度額以下であること
5. 年齢が3歳以上であること

《助成を受けるための要件（2. 障害の程度）》

上記の要件（1）全てに該当する人であって、次のいずれかに該当する人が対象になります。

- 身体障害者手帳の1級
- 身体障害者手帳の2級
- 療育手帳の「A」判定
(療育手帳の代わりに、判定書「重度」の証明でも可)
- 身体障害者手帳の3級かつ療育手帳の「B」判定
(療育手帳の代わりに、判定書「中度」の証明でも可)
- 障害基礎年金証書または特別児童扶養手当証書の等級が1級
※ただし傷病名が「知的障害」であること
- 精神障害者保健福祉手帳の1級

・ 難病医療費助成制度

原因がわからず、治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、日常生活、社会生活に支障があると医学的に判断される程度である人については、平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が成立しました。これに伴い、平成27年1月1日から、指定難病にかかっている人に対する新たな医療費助成制度が始まりました。難病法に基づく医療費助成対象疾病は、平成30年4月1日から331疾病に拡大されました。

例) パーキンソン病、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症 など

医療・介護のサービスをうまく活用して、住み慣れた地域で末永く暮らしていきましょう。

◎第15回認知症SOSネットワーク模擬訓練が行われました。

大牟田市内の各校区での模擬訓練が行われ、県外からの市町村から多くの方が見学にみえました。お疲れ様でした。

日時：9月23日（日曜日）9時開催（校区によって時間は異なります）

◎旧上官小学校で、健康講演が行われます。

「上官いきいきサロン」で、健康チェック・健康講演が行われます。

日時：10月13日（土曜日） 10時開催

◎駛馬小学校で、駛馬校区大運動会が行われます。

日時：10月21日（日曜日） 8時30分から開会式

昨年4月に大牟田中央小学校がスタートしたことに伴い旧上官・旧大牟田校区を再編して、新たに大牟田中央校区まちづくり協議会スタートし、少子高齢化が進む中、地域住民の方との連携強化の運動会です。

詳しくは、駛馬校区まちづくり協議会、駛馬校区大運動会実行委員会 まで。

◎大牟田中央小学校で、大牟田中央校区町協大運動会が行われます。

日時：10月21日（日曜日） 9時から開会式

詳しくは、大牟田中央校区まちづくり協議会 まで。

◎天の原小学校で、天の原校区第6回福祉のつどいが行われます。

日時：10月28日（日曜日） 10時から開会

75歳以上の高齢者をお招きし、楽しいひと時を過ごして頂く集まりです。

詳しくは、天の原校区第6回福祉のつどい実行委員会 まで。

●大牟田地域住民医療・介護情報共有拠点事務室 OSKER

大牟田の医療・介護施設情報を掲載しています。どなたでも好きな写真を投稿できるギャラリーを製作いたしましたのでご紹介いたします。次号は「冬の感染症対策」をご紹介します。

TEL 0944-57-2007

Web サイト <https://osker.org/>